

【奈良市中小企業資金（認定枠）に関するご案内】

1. 融資対象者

○ 中小企業支援事業資金【認定枠】

奈良市産業政策課が主催する以下の事業に選定され修了した実績がある事業者で、別紙【令和8年度 中小企業融資制度のご案内】における資格要件を満たすとともに、その事業計画について（原則）事業着手前に市長の認定を受けた方。

- ・CHANGE MAKER ADVANCE (デザイン経営フロントランナー企業育成プログラム)
- ・NARA STAR PROJECT
- ・Nara Crafts' Cross Project (公開講座の受講のみの場合は対象外)
- ・ふるさと起業家支援事業
- ・産学連携共同研究等支援補助金

CHANGE MAKER ADVANCE についてはこちら→



← NARA STAR PROJECT についてはこちら

Nara Crafts' Cross Project についてはこちら→



← ふるさと起業家支援事業についてはこちら

産学連携共同研究等支援補助金についてはこちら→



○ 企業立地事業資金【認定枠】

奈良市に新たに進出し拠点を設け、奈良市と立地協定を締結した事業者で、別紙【令和8年度 中小企業融資制度のご案内】における資格要件を満たすとともに、その事業計画について（原則）事業着手前に市長の認定を受けた方。

奈良市との立地協定に関する事例についてはこちら→



2. 融資条件

① 資金使途

事業経営に必要な資金が対象となります。生活資金などは対象となりません。

② 融資限度額

中小企業支援事業資金【認定枠】：1, 500万円

企業立地事業資金【認定枠】：1, 000万円

③ 融資利率

年0.50%以下（固定金利）

- ④ 融資期間
5年以内(うち据置6月以内)
- ⑤ 償還方法
月賦その他の分割
- ⑥ 保証料
保証料については全額、市が負担します。
- ⑦ 担保
必要に応じ、奈良県信用保証協会が徴収
- ⑧ 連帯保証人
【個人の場合】原則として不要
【法人の場合】奈良県信用保証協会の定めるところによる

3. 申込に必要な書類

別紙【申込に必要な書類（奈良市中小企業資金融資 共通）】をお読みください。
(事業計画には、経営理念、方針を明確に示すこと。また目標とする姿を、数値等を用いて具体的に示すこと。)

4. 申請における手続き

- ① 奈良市産業政策課（奈良市役所 北棟2階）に事業計画を提出してください。
申請のあった内容を審査し、適当と認められる事業計画について認定します。

※本認定は融資実行を保証するものではありません。

※認定年度内に融資実行を受けない場合、本認定は無効となります。

※認定枠に関する融資については、当該年度貸付分に対して融資枠を設けており、年度内に受付を終了させていただく場合がございます。受付を終了した場合は、市ホームページ等にて告知を行います。

奈良市による中小企業融資制度についてはこちら→



- ② 取扱金融機関へ融資の相談をしてください。①の認定書及び申込に必要な書類をそろえ、金融機関を経て信用保証協会へ保証申込を行ってください。

【取扱金融機関】

奈良信用金庫、大和信用金庫、奈良中央信用金庫

- ③ 取扱金融機関及び信用保証協会による審査の結果、融資可能であると判断されると、融資を受けることが可能となります。
- ④ 融資を受けたときの条件に則って金融機関に返済を行います。

《お問い合わせ》 まずは、奈良市産業政策課までご相談ください！

奈良市観光経済部産業政策課（市役所北棟2F）

電話：0742-34-4741